平成２１年（フ）第１０３号
長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1670番地83
債務者　吉田　和彦
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第３０号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰409番地100、住民票上の住所熊本市上南部３丁目10番３号
債務者　岩永　大樹
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第７１３号
東京都青梅市大門１丁目430番地の１セレーノ203
債務者　佐々木玉枝
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１８９０号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2095番地32
債務者　鈴野　佳彦
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０９号
青森市北金沢１丁目９番35号　第６友愛荘１号
債務者　竹山　一博
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２３号
青森市大字羽白字沢田436番地　県営住宅８－３－２
債務者　赤城　久和
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２４号
青森市旭町１丁目14番３号　ＧＡＬＬｅｒｙ102号
債務者　小関　里花
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３１号
青森市大字浅虫字山下232番地
債務者　本間　和也
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
青森市大字平新田字森越12番地92
債務者　伴　　美嘉
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１４号
静岡県藤枝市高柳2707番地の２
債務者　西澤なおみ
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５００号
静岡県藤枝市新南新屋２番27号
債務者　曽根　茂樹
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５２７号
静岡県藤枝市小石川町４丁目４番12号　レオパレスアカンプリッシュ109号、旧住所静岡市駿河区小鹿２丁目18番２号　ハイツ亜巣実205号
債務者　秋山　美香
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１７号
静岡市清水区吉川108番地の２
債務者　山本　美香
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５１４７号
東京都あきる野市下代継10―21
債務者　早野　泰之
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１０号
東京都足立区鹿浜２丁目４番17号
債務者　藤井亜紀子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部